

労務協会からのお知らせ

今回は、社会保険料の変更と「出産育児一時金」の金額・請求方法の変更のお知らせです。

健康保険料・厚生年金保険料が10月支給分給与から変更されます

労務協会から9月中旬に10月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますので、ご確認ください。
雇用保険料は「総支給額」に4/1000(建設業は5/1000)をかけた額を控除してください。
今回から健康保険料は、医療費の違いを反映して都道府県ごとの料率になります。

なお、9月～来年2月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

協会けんぽ(介護なし)	40.85/1000(静岡県)
協会けんぽ(介護あり)	46.8/1000(静岡県)
厚生年金	78.52/1000
雇用保険(一般)	4/1000
雇用保険(建設業)	5/1000

です。健康保険組合等に加入の会員様については、個別に労務協会までご確認ください。

平成21年10月から協会けんぽの出産育児一時金の支給額と支給方法が変わります

1. 支給額が4万円引き上げられます

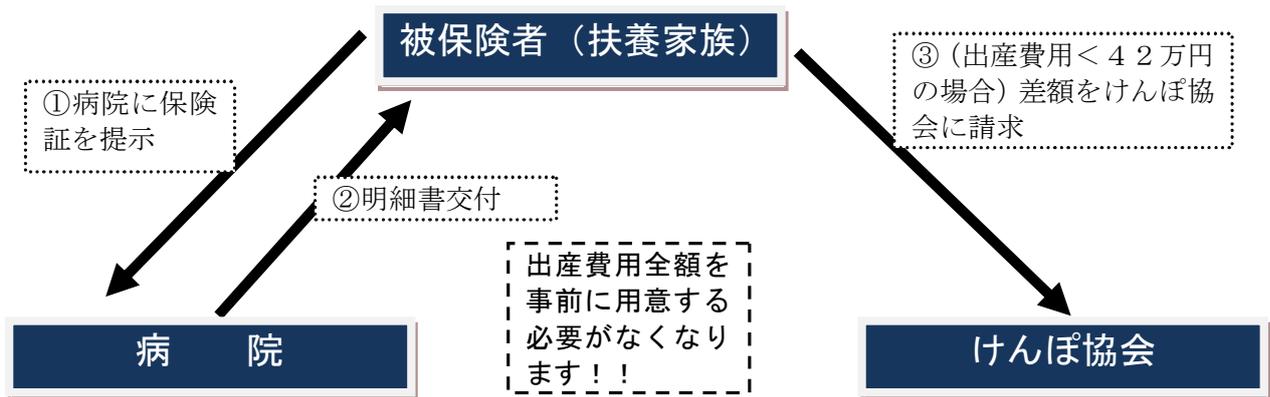
被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される一時金は、38万円となっていますが、平成21年10月から42万円(※)に引き上げられます。

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合に限ります。それ以外の場合は、35万円から4万円引き上げ39万円となります。

2. 支給方法が変わります

平成21年9月までは、原則として出産後に、被保険者の方から協会けんぽ支部に申請した上で、出産育児一時金を支給されています。

平成21年10月からは、出産にかかる費用に出生育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出生育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組みに変わりますので、まとまった出産にかかる費用を事前にご用意いただく必要がなくなります。



※①出産にかかった費用が出生育児一時金の支給額の範囲内であった場合には、その差額分を出産後、協会けんぽに請求することで差額分を支給されます(上図の③)。また、出産にかかった費用が出生育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等にお支払いいただくことになります。

※②出生育児一時金が医療機関等に直接支払われることを望まれない方は、出産後に被保険者の方に支払う従来の方法をご利用いただくことも可能です。(ただし、出産にかかった費用を医療機関等にいったんご自身でお支払いいただくことになります。)

(編集後記)衆議院議員総選挙で政権交代となりました。労働・社会保険関係についてこれから今までの流れとは違った法改正がされることが予想されます。会員の皆様には随時お知らせしていきます。(と)